で、解決のために第2療育センターを設 置する。

今後、集団適応健診(5歳児健診)を 経て療育センターを利用したいという方 には、児童の特徴に合わせて、第1また は第2療育センターを含めた児童発達支 援事業所を利用していただけるように、 健康福祉部と子ども政策部が連携して支 援を行う。



本年10月から第2療育センターとして 開設される旧牧田幼稚園

質疑 児童発達支援に係る民間事業所との連携はどのように考慮されたか。

答 弁 障がい福祉課が所管する鈴鹿市地域自立支援協議会に発達部会を設置し、子ども 家庭支援課、健康づくり課、療育センターなどの児童に関わる機関が参画している。 また、同部会内には、民間事業所を対象とした放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会を設置し、行政側からの説明や、療育センター主催の研修など を定期的に開催して、連携するとともにレベルアップに努めている。

議案第59号 指定管理者の指定について

(概要) 令和2年3月31日に現在の指定管理者の指定期間が満了する、現鈴鹿市療育センターの業務を委託する指定管理者として、引き続き、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会を非公募により指定しようとするもの。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

質 疑 手狭になっている第1療育センターの施設について、 第2療育センターを設けることでどのように改善し ていくのか。

答 弁 本年10月以降は、お住まいの地区などを考慮した 上で、希望者に第2療育センターへ移っていただき、 第1療育センターを余裕を持って利用していただけ るように改善したい。



保健センターに隣接する 第1療育センター

産業建設委員会

議案第61号 相互救済事業の委託について

(概 要) 災害による財産の損害に対する相互救済事業について、従来から、公益社団法人 全国市有物件災害共済会に委託してきたが、市の財産のうち、市営住宅などに関し、 本年8月1日から公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に相互救済事業を委託し ようとするもの。

質 疑 契約の期間はどのように締結するのか。

答 弁 毎年度更新である。物件などに増減があった場合などの契約変更は年度途中でも可能である。